

(設置)

第1条 大岡山地区の環境・社会理工学院における国立大学法人東京工業大学大岡山地区安全衛生委員会規則(平成16年規則第59号)、国立大学法人東京工業大学防災規則(平成16年規則第116号)、国立大学法人東京工業大学における化学物質等の管理及び化学物質等の取扱いによる健康障害の防止に関する規則(平成16年規則第117号)及び国立大学法人東京工業大学環境保全規則(平成16年規則第115号)に定める必要な措置を講ずるため、環境・社会理工学院(大岡山地区)安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、職員及び学生の安全並びに教育等を考慮し、安全衛生管理に関する業務を円滑に、かつ、合理的に運営するため、次に掲げる事項について立案及び審議する。

- 一 危険防止・健康障害防止
- 二 職員及び学生に対する安全教育
- 三 安全衛生管理状況の点検・指導
- 四 事故・災害発生時の対応・原因解明・再発防止対策
- 五 環境保全
- 六 その他安全衛生に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 環境・社会理工学院において安全を担当する副学院長又は副学院長補佐
- 二 環境・社会理工学院から選出された者 4人程度
- 三 環境・社会理工学院長が必要と認める者 若干人
- 四 環境・社会理工学院における衛生管理者
- 五 環境・社会理工学院における安全衛生管理者補佐

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、重任、再任は妨げない。

(会議の運営)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(安全管理室)

第6条 第2条各号に掲げる事項の機能的かつ継続的な実施及び支援については、別に定める環境・社会理工学院(大岡山地区)安全管理室(以下「安全管理室」という。)が行う。

(部会)

第7条 委員会に、安全管理室部会を置く。

- 2 安全管理室部会の組織及び運営等については、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び安全管理室の庶務は、学院等事務部環境・社会理工学院業務推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に任期の定めのある委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、半数の委員については、令和5年3月31日までとする。

附 則(令5. 12. 13)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。